

AMT/NEWSLETTER

Banking & Finance - Insurance

2026年4月10日

大規模乗合保険代理店に対する規制強化に伴う 保険会社等に対する体制整備義務の強化等に関する 内閣府令等の改正の概要

弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 津江 紘輝 / 弁護士 高野 聖也
監修 弁護士 出張 智己 / 弁護士 福田 直邦 / 弁護士 若狭 一行

Contents

- I. 内閣府令等の改正の経緯
- II. 内閣府令等の改正の概要
 - 1. 保険会社等に対する体制整備義務の強化
 - 2. 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(特別利益の提供の禁止)
 - 3. 保険会社の営業推進態勢
 - 4. 保険会社の保険金等支払管理態勢
- III. まとめに代えて

I. 内閣府令等の改正の経緯

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(以下「有識者会議報告書」という。)(2024年6月25日付)¹及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書(以下「損害保険業等WG報告書」という。)²(2024年12月25日付)の提言を踏まえ、2025年5月30日に「保険業法の一部を改正する法律」が成立した(2025年6月6日公布)(以下、同法による改正後の保険業法を「改正保険業法」という。)³。その後、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務と同様の体制整備義務を、大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対しても求める保険業法施行令の改正案のパブリックコメント手続が実施され、2025年12月19日に公布及びパブリックコ

¹ <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf

³ 損害保険業等WG報告書に関する詳しい内容は、当事務所のニュースレター(2025年1月31日号)を参照されたい。また、2025年3月7日に国会に提出された保険業法の一部を改正する法律案(以下「改正保険業法」という。)に関する解説は、当事務所のニュースレター(2025年3月25日号)を参照されたい。なお、これまでの保険業法令等の改正に関する当事務所のニュースレターは、本ニュースレターの末尾の表も参照されたい。

メント結果の公表がなされた(以下、改正後の保険業法施行令を「改正保険業法施行令」という。)⁴。そして、2025年12月17日、改正保険業法及び改正保険業法施行令を踏まえて、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)の改正案が公表され、2026年3月30日にパブリックコメントの結果が公表された(以下、それぞれ改正後のものを「改正府令」、「改正監督指針」という。)^{5,6}。

これらの改正には、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保、大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等、保険会社等に対する体制整備義務の強化及び保険仲立人に関する改正が含まれており、改正保険業法の全貌が明らかになったといえる⁷。

本ニュースレターは、これらの改正のうち、以下の事項に関する改正について、必要に応じて脚注で重要なパブリックコメントへの回答にも触れながら解説する。

- (1) 保険会社等に対する体制整備義務の強化
- (2) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(特別利益の提供の禁止)
- (3) 保険会社の営業推進態勢
- (4) 保険会社の保険金等支払管理態勢

なお、比較推奨販売に関する改正案の概要、及び大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等に関する改正案の概要については、パブリックコメントの結果公表前の段階で取りまとめたものであるが、当事務所のニュースレター(2026年1月23日号)、及び当事務所のニュースレター(2026年3月6日号)を参照されたい。また、保険仲立人に関する改正については、追って別のニュースレターにて解説することを予定している。これまでの保険業法令等の改正に関する当事務所のニュースレターは、本ニュースレターの末尾の表も参照されたい。

参考までに、有識者会議報告書及び損害保険業等WG報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等⁸を示した一覧表を本ニュースレターの末尾に掲載している(2025年12月17日にパブリックコメントの募集が開始された前

4 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>

5 「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(以下「府令パブコメ」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)

「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について」(以下「監督指針パブコメ①」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について」(以下「監督指針パブコメ②」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>)

6 ただし、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る部分は、別途の公表が予定されている。

7 2026年3月19日には改正保険業法及び改正府令に係る少額短期保険業者向けの監督指針の改正案についても公表されている。当該改正案では、少額短期保険業者が他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合の取扱いについても、明確化を図る観点からの改正案が示されている。

「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-1/20260319-1.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係)」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-2/20260319-2.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-3/20260319-3.html>)

8 損害保険協会(以下「損保協会」という。)により、ガイドラインの策定予定等が「お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み」と題するウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>) (以下「損保協会特設サイト」という。)において公表されている。なお、本ニュースレターの末尾に掲載している一覧表に示した取組みのほか、損保協会は、「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版)の策定、会員会社向けコンプライアンスセミナーの開催、損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者4社に対する指導及び全ての対象事業者に対する個人情報保護法及び「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等の遵守についての要請、といった個人情報保護法等遵守態勢の整備のための取組みその他の取組みを実施している。

記各改正を除き、関連するリンクは各脚注参照)。改正保険業法の施行日は 2026 年 6 月 1 日⁹であるが、当該一覧表は今後の動向次第で若干流動的な部分があり得る点は、留意いただきたい¹⁰。

II. 内閣府令等の改正の概要

1. 保険会社等に対する体制整備義務の強化¹¹

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
<p>■ 保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店からの不正な修理費等の請求に対して、保険会社のけん制機能が適切に発揮されるよう、保険金等支払管理部門と営業部門を適切に分離する。 (損害保険業等 WG 報告書 9 頁)</p>	<p>● (4 で後述)</p>
<p>■ 保険金関連事業を兼業する全ての委託先の保険代理店における、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、それを適切に管理する方針を策定・公表する。</p>	<p>【顧客の利益が不当に害されることのないようにするために必要な措置】</p> <p>● 損害保険会社は、兼業特定保険募集人¹²と損害保険会社の関係性を踏まえ、修理費の不正な見積りによる過大な保険金の支払い等により、当該損害保険会社又は当該損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人(以下「対象保険募集人」という。)が行う保険関連業務に係る顧客(対象保険募集人にとっては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)¹³の利益が不当に害されることを防止するため、以下の措置を講じる必要が</p>

9 「令和 7 年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)及び 2025 年 12 月 19 日付官報(号外第 277 号)

10 2025 年 9 月 19 日付の生命保険協会(以下「生保協会」という。)¹²「顧客本位の業務運営を推進する今後の取組み～法令・監督指針改正等を踏まえた、会員各社と保険代理店との適切な関係性の構築の推進等の取組み～」によれば、以下の見直しが今後予定されている(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf)。

- (1) 「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直し
 - (ア) 2026 年度調査において、見直した評価基準や評価方法に基づき、全認定代理店について再評価を実施予定
- (2) 監督指針改正等を踏まえた協会ガイドラインの新設・改正
 - (ア) 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設(2025 年 9 月 19 日公表済)
 - (イ) 「代理店監査の高度化」に係るガイドラインの改正
 - (ウ) 「比較推奨販売」に係るガイドラインの改正
 - (エ) 「募集代理店共通自己点検表」の点検項目の見直し
- (3) 代理店への過度な便宜供与に関する通報制度の新設
 - (ア) 生保協会内に、生命保険会社の役職員からの通報窓口を新設(2026 年 4 月に運用開始済み(脚注 56 参照))

11 生命保険会社は、保険業法第 282 条の規定により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が改正保険業法施行令第 40 条及び平成 10 年大蔵省告示第 228 号「保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件」に定める要件を満たしていることが求められている。適正化措置を講じる時期に関して、改正前の監督指針では、これらの要件を満たしていない状態が当面 6 か月続いている場合とされていたところ(監督指針Ⅱ-4-2-2(1)④)、当該要件を満たさない状態にあることが判明した場合に、速やかに適正化措置を講じることと変更された(改正監督指針Ⅱ-4-2-2(1)④)。

12 保険業法第 276 条に規定する特定保険募集人のうち、保険業法第 294 条の 3 第 1 項に規定する保険募集の業務以外の業務(当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る。)を行う者と定義されている(改正保険業法第 100 条の 2 の 2 第 2 項)。

13 ここでの「顧客」には、自動車の修理業務の対象となる自動車に関する保険契約者や被保険者等に限らず、損害保険会社や対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客が広く含まれる(府令パブコメ No.17)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改政府令・改正監督指針の内容
<p>(損害保険業等 WG 報告書 9 頁)</p>	<p>ある¹⁴(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項、改正監督指針Ⅱ-4-6-3)。</p> <p>① 対象業務の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務のうち、対象業務を特定するための体制の整備¹⁵(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号)。 ➢ 具体的には、対象保険募集人が「保険金の支払いに不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるもの」(改正保険業法第 10 条の 2 の 2 第 2 項、改政府令第 53 条の 14 の 3)を行っているかについて、日常的な教育・管理・指導の他、代理店監査等の機会を通じて定期的に確認し、その結果の関連部門間での共有も含め、適切に管理する態勢を整備することが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-6-3(2)①)。 <p>② 兼業特定保険募集人に関する保険金支払管理態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 損害保険会社における保険金の支払に関する業務を行う部門と対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門を適切に分離する方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備(改政府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 2 号)。 ➢ 具体的には、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するため、兼業特定保険募集人に関する保険金支払管理措置(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)⑧)を講じることが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-6-3(2)②)。 <p>③ ②に係る措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表(改政府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 損害保険会社が公表する実施方針の概要の趣旨が明確に現れていること、その公表方法が、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載等、顧客等に対して十分に伝わる方法となっていることが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-6-3(2)④)。 <p>④ 次に掲げる記録の保存(改政府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 4 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象業務を特定するための措置(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号)に係る記録(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 4 号イ)¹⁶。 ➢ 保険金の支払いに関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 2 号)に係る記録(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 4 号ロ)。 ➢ これらの措置の適切性について事後的に検証を行う態勢の整備を要する(改正監督指針Ⅱ-4-6-3(2)⑤)。

14 対象業務の確認等(改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号)、兼業特定保険募集人に関する保険金支払管理態勢の整備(同項第 2 号)、対象保険募集人が講じる措置の確認・検証態勢の整備(同項第 3 号)及び改政府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ハで求められる方針の策定・公表については、個々の対象保険募集人との取引に応じた内容ではなく、全ての対象保険募集人との取引に共通する一般的な内容とすることも許容される(府令パブコメ No.18)。

15 顧客の利益の保護のための体制整備の対象となる兼業特定保険募集人は、保険代理店自身が対象業務を営む場合のみが対象となるのであって、当該保険代理店のグループ内の別法人が対象業務を行う場合は対象ではない。ただし、特定保険募集人と同一グループの別法人で対象業務が行われている場合であっても、顧客の利益が不当に害されないよう、損害保険会社は、当該グループに関して適切な措置を講じるなど、十分に配慮することが望ましいとされている(府令パブコメ No.16)。

16 当該損害保険会社においてどのような措置が講じられているかにもよるが、対象業務を特定するまでの経緯やどのような意思決定がされたのかについての記録も含まれる(府令パブコメ No.26)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
	<p>⑤ 対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合に講じる措置の確認・検証態勢の整備(改正府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号)</p> <p>(a) 対象業務に関して当該対象保険募集人が講じる措置の状況を監視するための体制の整備(同号イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が改正府令第 227 条の 20 及び同第 227 条の 21 第 1 項第 1 号第 6 号に基づき講じる措置¹⁷について、日常的な教育・管理・指導の他、代理店監査等の機会を通じて確認・検証することが求められる(改正監督指針 II-4-6-3(2)③)。 <p>(b) 上記の体制の下で実施した監視により、対象保険募集人が講じる措置の適切性に疑義が生じた場合¹⁸にあつては、当該対象保険募集人が関与する保険金の支払の請求に関する保険金の支払の請求に関する保険金の支払査定の手続きを通常よりも厳格に行う方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備(改正府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記(a)の確認・検証の結果、課題等が認められる場合には、対象保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に対して、期限を定めて改善を求めるための態勢を整備することが求められる(改正監督指針 II-4-6-3(2)③)。 <p>(c) (a)及び(b)に掲げる措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表(同号ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 損害保険会社が公表する実施方針(改正府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ハ)の概要の趣旨が明確に現れていること、その公表方法が、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載等、顧客等に対して十分に伝わる方法となっていることが求められる(改正監督指針 II-4-6-3(2)④)。 <p>(d) 対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合における、次に掲げる記録の保存(改正府令第 52 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ニ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ (a)により整備した体制の下で実施した、特定大規模乗合損害保険代理店が講じる措置の状況を監視するための措置に係る記録(改正府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ニ(1))。 ➢ (b)により整備した体制の下で実施した、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録(改正府令第 53 条の 14 の 2 第 1 項第 5 号ニ(2))。 ➢ これらの措置の適切性について事後的に検証を行う態勢の整備を要する(改正監督指針 II-4-6-3(2)⑤)。

¹⁷ 改正監督指針 II-4-2-15-5 も参照することが求められている(改正監督指針 II-4-6-3(2)③)。

¹⁸ 例えば、保険代理店において、保険金不正請求が疑われる事案が発生した場合や保険募集の業務以外の業務に係る苦情に対して適切に対応していないと疑われる場合が想定される(府令パブコメ No.28)。疑義の有無の判断は一義的には保険会社に委ねられるが、顧客の利益が不当に害されることのないよう疑義の有無について適切に判断すべきである(府令パブコメ No.29)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
<p>■ 特定大規模乗合保険募集人へ業務を委託する際、業務委託に関する方針を各保険会社において策定するとともに、特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者を設置する。 (損害保険業等 WG 報告書 9 頁)</p>	<p>【特定大規模乗合保険募集人からの通知を受けた場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乗合代理店からの特定大規模乗合保険募集人に該当する旨は、新たに該当することとなったとき又は特定大規模乗合保険募集人が新たに所属保険会社等を有することとなったときに、特定大規模乗合保険募集人から保険会社に対して通知されるため、当該通知を受けた場合には適切に対応することが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)①)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特に、当該通知は初年度のみになされることを踏まえ、特定大規模乗合保険募集人に該当する保険代理店を適切に教育・管理・指導するとともに、毎年その状況を確認し、特定大規模乗合保険募集人に該当しなくなったことが判明した場合には、その理由や背景等に疑義がないか(不適切な行為に起因するものではないか等)を確認することが求められる。 ➢ 二以上の所属生命保険会社等又は所属損害保険会社等から受領した手数料、報酬、その他の対価の額の総額(以下「手数料等の総額」という。)が改正府令第 215 条の 3 第 1 項及び第 2 項又は改正府令第 227 条の 16 第 1 項及び第 2 項に定める額である 20 億円に満たない事業年度(以下「基準未達事業年度」という。)の翌事業年度及び翌々事業年度(以下「翌二事業年度」という。)の間においても、改正府令第 215 条の 3 第 3 項又は改正府令第 227 条の 16 第 3 項に基づき、次の区分に従い、特定大規模乗合保険募集人として取り扱うことが求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が 20 億円以上であり、基準未達事業年度に二以上の所属保険会社等(特定大規模乗合生命保険募集人の場合は所属生命保険会社等、特定大規模乗合損害保険代理店の場合は所属損害保険会社等に限る。)から受け取る手数料等の総額が 10 億円以上 20 億円未満である場合:当該基準未達事業年度の翌事業年度 ◇ 基準未達事業年度の前事業年度の手数料等の総額が 20 億円以上であり、基準未達事業年度及びその翌事業年度に二以上の所属保険会社等から受け取る手数料等の総額がそれぞれ 10 億円以上 20 億円未満である場合:翌二事業年度までの間

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
	<p>【委託方針¹⁹の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときは、その保険募集の事業の規模を背景とする当該生命保険会社に対する影響力により当該生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、特定大規模乗合生命保険募集人になったことの通知(改正府令第 215 条の 4 第 1 項第 8 号)を、当該保険募集人から受けた日から起算して 1 月以内に、当該保険募集人への委託に関して方針を定めなければならない(改正府令第 53 条の 13 第 1 項)。損害保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせる場合も同様(同第 53 条の 13 第 2 項)。 ● 委託方針には以下の内容を含むことが求められ、当該方針に沿った対応を実施することが保険会社には求められる。また、当該方針については、定期的に検証を行い、必要に応じた見直しを行うことも求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)②)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定大規模乗合保険募集人への委託の考え方²⁰ ➢ 特定大規模乗合保険募集人に対する教育・管理・指導や代理店監査等の実施方法・頻度等に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特定大規模乗合保険募集人における法令等遵守態勢(法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む²¹。)や法令等遵守状況の定期的な検証方法のほか、法令等遵守に不備が認められた場合の対応方針及び具体的な対応方法を含む²²。 ◇ 特定大規模乗合保険募集人において顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあり、適切な改善が図られないと見込まれる場合の対応方針及び具体的な対応方法も含む。 ➢ 特定大規模乗合保険募集人に対する便宜供与に関して、保険代理店等に対する便宜供与に係る監督指針Ⅱ-4-2-12(1)①を踏まえて講じる措置の内容 ➢ 特定大規模乗合保険募集人への委託にあたって、法令等遵守責任者や統括責任者に求める要件 ● 上記の委託方針に沿って、特定大規模乗合保険募集人における法令等遵守体制や法令等遵守状況について、適切な頻度により定期的に検証を行い、不備が認められる場合には是正を求めることが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)④)。

19 委託方針は公表することまでは不要である(府令パブコメ No.1-2)。また、委託方針は、委託先毎に定める必要があるが、内容が同一のものはまとめて定めることも認められている(府令パブコメ No.3-4、監督指針パブコメ①No.56)。これらの取扱いは、銀行等への保険募集委託方針(保険業法施行規則第 53 条の 3 の 3)と同様である(2005 年 7 月 7 日付パブリックコメント(<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/f-20050707-2.pdf>)4 頁 No.3 及び No.5)。

なお、委託方針はあくまで、生命保険会社又は損害保険会社における委託の方針を定めるものであって、保険会社及び保険代理店の権利義務関係を定める保険代理店委託契約とは性質が異なる。そのため、委託方針について、保険会社が特定大規模乗合保険募集人との間で協議したり合意したりすることは不要であり、また、保険代理店に開示することも義務付けられていない。しかし、必要に応じて、特定大規模乗合保険募集人に対してその内容を伝えることも考えられる。加えて、特定大規模乗合保険募集人に対して委託方針の内容が直接適用されるわけではないものの、委託方針に基づく所属保険会社等による指導等を踏まえて特定大規模乗合保険募集人が業務を行うことが求められている(府令パブコメ No.3-4、監督指針パブコメ①No.55)。

20 例えば、保険会社の販売戦略におけるその特定大規模乗合保険募集人の位置づけや、当該特定大規模乗合保険募集人への委託に際して保険募集の適切性を確保するために留意すべき事項等について記述することが想定される(監督指針パブコメ①No.60)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改政府令・改正監督指針の内容
	<p>【管理責任者の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときは、その業務の適切な運営を確保するため、当該保険募集人から上記通知(改政府令第 215 条の 4 第 1 項第 8 号)を受けた日から起算して 1 月以内に²³、当該特定大規模乗合生命保険募集人における法その他保険募集に係る法令等²⁴の遵守状況を検証するための管理責任者を設置しなければならない(改政府令第 53 条の 13 の 2 第 1 項)²⁵。損害保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせる場合も同様(同第 53 条の 13 の 2 第 2 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ なお、管理責任者には、特定大規模乗合保険募集人に設置が義務付けられる統括責任者を主たる相手方として、特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢(法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む。)や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させることが求められる²⁶。そのため、管理責任者は、法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましいとされている²⁷(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)③)。 ● 管理責任者を選任するとともに、管理責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要に応じて適切に人員の配置を行うことも求められる²⁸(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)③)。 <p>【便宜供与や代理店手数料に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社による特定大規模乗合保険募集人の業務運営との関連性が認められる費用の負担や代理店手数料の設定について、「保険代理店等に対する便宜供与」(監督指針Ⅱ-4-2-12)及び「代理店手数料の算出方法」(監督指針Ⅱ-

21 なお、保険業法令の要件を満たす限り、同一人物が、特定大規模乗合保険募集人に設置が求められる法令等遵守責任者及び統括責任者と、既存の銀行窓販規制上の法令等遵守責任者及び統括責任者を兼任することは、責任者としていずれの機能も適切に発揮できる限り可能である(府令パブコメ No.83)。

22 保険会社が指導等を重ねてもなお適切な改善が図られないと見込まれる場合などには、当該保険会社の商品の募集を停止することや当該保険代理店への委託契約を解除することといった対応も含まれる(監督指針パブコメ①No.63)。

23 損害保険会社が、損害保険代理店から、当該損害保険代理店が「特定大規模乗合生命保険募集人」に該当した旨の通知を受領したとしても、当該損害保険代理店から「特定大規模乗合損害保険代理店」に該当した旨の通知を受領していない場合には、管理責任者を設置する義務を負わない(府令パブコメ No.11)。

24 法令又は法令に基づく行政官庁の処分をいう(改政府令第 53 条の 13 の 2 第 1 項)。

25 特定大規模乗合損害保険代理店の属性や規模に応じて複数の特定大規模乗合損害保険代理店にかかる管理責任者を兼務することは妨げられない(府令パブコメ No.9)。監督指針パブコメ①No.68 も参照。

26 それゆえに、管理責任者は、統括責任者を主たる相手方として特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢や法令等遵守状況を確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させる職務を担うのに相応しい役職の者であることが必要である(監督指針パブコメ①No.76)。

27 もっとも、管理責任者は、必ずしも、現時点でコンプライアンス部門(第 2 線)や監査部門(第 3 線)に所属している人材に限定されるものではない(監督指針パブコメ①No.68)。

28 法令上のリスクが相対的に少ないと判断される保険代理店に対しては、指導の頻度を少なくするという対応を講じることは必ずしも否定されるものではない(監督指針パブコメ①No.71)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
	<p>4-2-14)の内容を踏まえたものであるかの検証が求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)⑤)。</p> <p>【保険募集指針に沿った対応の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定大規模乗合保険募集人が定める保険募集指針(改正府令第215条の4第1項第4号及び改正府令第227条の21第1項1号参照)の内容を確認し、当該保険募集指針に沿った対応がなされていない場合には、改善を促すことが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-15-1(1)⑥)。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督指針等において、保険会社に対して、(i)求償権行使に関する考え方を整理することや、(ii)これに基づく全ての保険募集人に対する求償権の行使状況について、行使の有無の判断理由も含めて把握・管理することを求めるべきである。(損害保険業等 WG 報告書 9 頁) 	<p>(特になし)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 業界における求償権行使の考え方を示したガイドラインの策定も含めて、保険会社の適切な管理・指導等により、保険募集人による違法又は不適切な保険募集を抑止していく必要がある。(損害保険業等 WG 報告書 9 頁) ■ 保険代理店の業務品質に関する第三者評価制度を早期に構築し、その運用を通じて得られた知見を損害保険会社にフィードバックすることで、損害保険会社が各損害保険代理店の「業務品質」をより適正に評価できるようにする。(損害保険業等 WG 報告書 19 頁) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社特定保険募集人等の教育・管理・指導に関して、営業面への影響の大きさにかかわらず、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性を、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて検証する。その際に課題等が認められた場合には、当該保険代理店に対して、期限を定めて改善を求めるなど、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、その実効性を十分に確保することが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-2-1(4))。 ● 上記の検証に際しては、代理店監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましいとされている²⁹(改正監督指針Ⅱ-4-2-1(4)(注))。

²⁹ 保険募集人の体制整備義務(保険業法第294条の3)に関しても、保険募集に関する業務の実態等を把握するために行われる監査等として、内部監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましいとされている(改正監督指針Ⅱ-4-2-9(注2))。

(1) 兼業特定保険募集人に関する、顧客の利益が不当に害されることのないようにするために必要な措置

損害保険会社には、上記表のとおり、兼業特定保険募集人が行う保険関連業務の顧客の利益が不当に害されることのないように措置を講じることが求められている。

また、保険持株会社においても、保険持株会社の子会社である損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人が行う取引に伴い、当該損害保険会社又は当該保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客(当該保険募集人にとっては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)の利益が不当に害されることのないよう、当該損害保険会社が改正保険業法第 53 条の 14 の 2 第 1 項各号及び第 2 項に規定する措置を講じること確保するための体制を整備しなければならないことに留意すべきである(改正府令第 210 条の 6 の 7、改正監督指針Ⅱ-4-6-4)。

これに対して、兼業特定保険募集人自体は、特定大規模乗合保険募集人でない限り、体制整備が義務的に求められているわけではない。特定大規模乗合損害保険代理店でない兼業特定保険募集人は、あくまで、その規模・特性に応じて、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に準じた体制整備が望ましいとされているに留まる(改正監督指針Ⅱ-4-2-16)³⁰。他方で、損害保険会社においては、自社が保険募集業務を委託する損害保険代理店の規模・特性に応じて、改正監督指針Ⅱ-4-6-3 を踏まえた対応を行う必要がある³¹。

(2) 特定大規模乗合保険募集人への委託

特定大規模乗合保険募集人に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社に求められる体制整備義務の内容は大きく、①特定大規模乗合保険募集人からの通知を受けた場合の対応、②委託方針の策定、③管理責任者の設置、④便宜供与や代理店手数料に関する検証、⑤保険募集指針に沿った対応の促進の 5 種類から成るものと整理できる。

上記②及び③については、乗合代理店からの特定大規模乗合保険募集人に該当する旨の通知を受けた日から起算して 1 月以内の対応が求められるが、通知を受けてから対応の検討を開始するのでは、間に合わない事態も想定しうる。このため、委託先の乗合代理店が特定大規模乗合保険募集人に該当することとなるか否かについて、乗合代理店との間で前広にコミュニケーションを取ることが望ましいと考えられる。

なお、特定大規模乗合保険募集人に関する規制については、専業の大規模乗合代理店だけでなく、金融機関代理店も対象になる場合があると考えられる。後者について、特定大規模乗合保険募集人に関する規制と、いわゆる銀行窓販規制との関係は、脚注 19 及び 21 も参照されたい。

(3) 求償権の適切な行使

損害保険業等 WG 報告書では、上表に記載の提言の他、求償権の適切な行使による保険募集人による違法又は不適切な保険募集への抑止効果を踏まえて、次の二点を提言している。

- ① 監督指針等において、保険会社に対して、求償権行使に関する考え方を整理し、これに基づく全ての保険募集人に対する求償権の行使状況について、行使の有無の判断理由も含めて把握・管理することを求めるべきこと。
- ② 業界における求償権行使の考え方を示したガイドラインの策定も含めて、保険会社の適切な管理・指導等により、保険募集人による違法又は不適切な保険募集を抑止していくこと。

しかし、現時点では、求償権の行使に関する監督指針の改正及び協会のガイドラインは公表されていない。今後、これらについても改正の動きがあるか、注視する必要がある。

30 なお、念のため、改正監督指針Ⅱ-4-2-16の対象は、「保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店」とされており、兼業特定保険募集人に限られない(監督指針パブコメ①No.137)。

31 監督指針パブコメ①No.138。

2. 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(特別利益の提供の禁止)³²

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
<p>■ 保険業界の慣行の中では、保険契約者の「グループ企業」のサービスの利用や物品の購入、役務の提供(出向等を含む)等の「便宜供与」も存在しており³³、この実績が保険契約の締結に重要な影響を及ぼしているおそれが明らかになったことから、次の二つを提言。</p> <p>(損害保険業等 WG 報告書 15-16 頁)</p> <p>➢ 「特別の利益の提供」として禁止される行為の対象に、例えばサービスの利用や物品の購入、役務の提供等の便宜供与のうち、保険契約者間の公平性を確保し、ひいては、保険業の健全な発展が阻害されることがないようにするという趣旨に反するものを追加する。</p> <p>(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)</p> <p>➢ 一方、保険会社が通常の事業活動を行う上で必要となるサービスの利用や物品の購入といった、公正な取引や合理的な商慣行等と考えられる行為まで禁止されてしまうことのないよう、どのよ</p>	<p>● 「特別の利益の提供」として、改正保険業法において、「物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」が追加されたところ(改正保険業法第 300 条第 1 項第 5 号)、物品の購入、役務の提供その他の取引に関して社会通念に照らして相当であるかどうかの以下の判断基準が追加(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①)。なお、「物品の購入、役務の提供その他の取引」における取引とは、保険契約に付帯されるサービス以外のものであって、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるものをいう(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①(注 2))。取引の性質上、本来は保険会社又は保険募集人において対価を得て行われるものであるにもかかわらず、対価を得ずに行われる場合には、当該対価の免除が「その他特別利益の提供」(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①イ)に該当するおそれがあることに留意する必要がある(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①(注 2))。</p> <p>(a) 保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか。</p> <p>➢ 事故防止・損害抑制に係るサービス³⁴については、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではない(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①(注 3))³⁵。</p> <p>➢ 保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引の内容を決定する場合としては、例えば、保険募集人が、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する車両価格を値引くなどの行為が該当する(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①(注 4))。</p> <p>(b) 当該取引が、保険会社又は保険募集人の事業運営において必要性の</p>

32 「過度の便宜供与」は、保険代理店等に対する「過度な便宜供与の防止」(監督指針Ⅱ-4-2-12)を想起させる用語であり、従来は必ずしも保険契約者等に対する「特別利益の提供の禁止」を指す用語ではなかったと思われる。しかし、「今般の保険金不正請求事案においては、保険会社が保険代理店に対して便宜供与(保険代理店に対する出向を含む)を積極的に行い、その見返りに同保険会社の保険商品が優先的に推奨されていたことが明らかになったことから、有識者会議における議論を踏まえ、保険会社による自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するような様々な形態での過度な便宜供与を解消する方向で」監督指針の改正が行われたが、「こうした公正な競争を阻害する要因となり得るような便宜供与は、保険代理店に対するものにとどまらず、保険契約者やそのグループ企業に対しても、保険会社がこれらの者から物品を購入したりサービスを利用したりする形で行われているおそれが認められた」ことから、「保険会社が保険契約者等に対して行う便宜供与」として特別利益の提供の禁止に関する見直しが行われた(損害保険業等 WG 報告書 15 頁脚注 31)。なお、企業内代理店が保険契約者等にも該当する場合において、保険会社が当該企業内代理店との間で行う取引等が、「特別利益の提供」(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8))又は「保険代理店等に対する過度の便宜供与」(監督指針Ⅱ-4-2-12)のいずれに該当するかは、その取引の目的や生じ得る効果などを勘案して判断する必要がある(監督指針パブコメ①No.10)。

33 具体的には、企業向け保険の契約にあたって、保険契約者のグループ会社のゴルフ場やホテルの利用、賃貸マンションの契約等が考慮される事例や、保険契約者のグループ会社の自動車販売店の紹介を求める事例が指摘されていた(損害保険業等 WG 第 3 回事務局説明資料 25 頁)。

(https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryoku/20241030/1.pdf)

34 有償で提供されるサービスを指し、何らの対価を伴わないサービスについては、改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①イに照らして、特別利益の提供の該当性を判断する必要がある(監督指針パブコメ①No.31)。

35 保険契約の締結等の前提として取引を行うことに合理性がある場合には、顧客本位の業務運営の観点から、当該取引が社会通念上必要であることが明らかであることを理由として、例外的に、妥当性が認められるケースを例示したものであり、事故防止・損害抑制に係るサービスであることのみをもってただちに特別利益の提供に該当しないわけではない(監督指針パブコメ①No.38)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
<p>うな便宜供与が禁止対象に該当するののかについて、監督指針等において可能な限り明確化を図る。 (損害保険業等 WG 報告書 16 頁)</p> <p>➢ 特別の利益の受け手の対象に、保険契約者又は被保険者のグループ企業を追加する。 (損害保険業等 WG 報告書 16 頁)</p>	<p>ないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっていないか。</p> <p>(c) 当該取引における、価格等³⁶の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理³⁷なものとなっていないか。</p> <p>(d) 当該取引が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>● 特別利益の提供の受け手の対象として、保険契約者及び被保険者に加え、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者(以下「保険契約者等」という。)が追加³⁸。具体的には以下の者が「保険契約者等」に当たる(改正府令第 232 条の 2 各号)。</p> <p>① 当該保険契約者又は被保険者(法人である者に限る。以下②から⑤において同じ。)の役員又は使用人(当該法人と実質的に同一と認められる者³⁹に限る。)</p> <p>② 当該保険契約者又は被保険者の子法人等</p> <p>③ 当該保険契約者又は被保険者を子法人等(保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。以下④⑤において同じ。)とする親法人等</p> <p>④ 当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等</p> <p>⑤ 当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険契約者又は被保険者を除く。)</p> <p>⑥ 当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の 50%を超える議決権を保有する個人(①の者を除く。)</p>

有償で役務提供等を行う場合における保険契約者等に対する過度な便宜供与に当たるかの判断は、上記表中の(a)から(d)の要素を総合的に勘案して判断することになるが、(a)に該当する場合には、特に取引上の社会通念に照らして相当であると認められないおそれがあると考えられている点は注意すべきであろう⁴⁰。

なお、今般の保険業法施行規則及び監督指針の改正に伴い、保険契約の締結に関し、特別利益を提供する場合に該当すると判断される行為が、改正保険業法の施行日以降も行われている場合には、改正保険業法第 300 条第 1 項第 5 号に違反することとなり、不祥事件に該当する可能性があることに留意すべきである⁴¹。

³⁶ 価格以外にも、例えば、保険契約者である企業に対する出向者派遣における、出向者数や出向負担金等が考えられる(監督指針パブコメ①No.28)。

³⁷ 一般的な取引と当該取引の条件との差について、社会通念に照らして合理的な説明が困難であるような著しい差異がある場合が想定される(監督指針パブコメ①No.28)。

³⁸ 取引等の相手方が、保険契約者等に該当しない場合であっても、改正府令第 234 条第 1 項第 1 号に該当するものではないか、留意する必要がある(改正監督指針Ⅱ-4-2-2-(8)①(注 1))。

³⁹ 例えば、役員又は使用人が個人として利益を得ることで、実質的に当該役員又は使用人が所属する法人が利益を得ることとほぼ同一とみなすことができる者が想定される(府令パブコメ No.191)。

⁴⁰ 監督指針パブコメ①No.26。

⁴¹ 監督指針パブコメ①No.9。

3. 保険会社の営業推進態勢

有識者会議報告書の提言	改正監督指針の内容
<p>■ 損害保険会社においては、コンプライアンス上、不適切なインセンティブとならない評価体系(営業目標、人事・業績評価等)の策定等を通じて、適切な営業推進態勢を構築すべきである。さらに、経営陣においても自社の営業推進態勢が適切に確保されているか、検証するべきである。(有識者会議報告書 16 頁)</p>	<p>● 改正監督指針Ⅱ-4-13「保険会社の営業推進態勢」が新設。具体的には、保険会社は、あらゆるコンプライアンス・リスクに対応する観点から、営業部門への過度な圧力を防止する態勢を構築する等といった適切な営業推進態勢を確保し、運用する必要があるとして、以下の事項のような態勢整備が追加。</p> <p>① 役員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系(営業目標、人事・業績評価等)の策定等を行い、適切に運用できていること⁴²。</p> <p>② 取締役会等の経営陣においても、定期的に営業推進体制を検証する態勢が確保されていること。</p>

上記改正は、有識者会議報告書における提言を踏まえたものであるが、近時の生命保険募集人による不祥事案を踏まえ、さらなる改正が行われなければ注視する必要がある。

なお、有識者会議報告書では、営業推進態勢に係る提言は損害保険会社に焦点を当てた内容となっていたが、改正監督指針では、損害保険会社に限定されず、広く保険会社に適用される記載となっている。

4. 保険会社の保険金等支払管理態勢

有識者会議報告書・ 損害保険業等 WG 報告書の提言	改正監督指針の内容
<p>■ 損害保険会社における保険金等支払管理態勢の整備は、過大な保険金の支払の未然防止に資することから、損害保険会社において、迅速な支払の重要性にも十分に留意しつつ、以下のような、適切な保険金等の支払を確保するための措置を講じる必要がある。(有識者会議報告書 12-13 頁)</p> <p>➢ 営業部門と支払管理部門間の不必要な情報連携の防止、営業部門から支払管理部門に対する不当な介入の排除、アジャスター等の専門家の適切</p>	<p>● 保険会社には、自己責任原則に基づく経営管理機能を十分に発揮するとともに、必要かつ十分な査定の実施や、専門性を考慮した人員配置やシステム整備といった観点にも留意し、損害査定や保険金等の支払判断に関する保険契約者間の公平性の確保に資する適切な支払管理態勢を構築することが求められることを追加(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(1))。</p> <p>● その上で、保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れのほか、不正な修理費の見積りに基づく保険金請求といった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえて、保険金等支払全般に関して、適切な支払管理態勢の確立のために特に重点とした事項として、主に以下の事項を追加・修正⁴³(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(1)(2))。</p> <p>【保険金等支払いに係る取締役等の認識及び取締役会等の役割】</p> <p>➢ 取締役に対して<u>保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れのほか、保険金等不正請求事案(保険金等不正請求事案のほか、不正な修理費の見積りに基づく保険金請求により過大な保険金が支払われる事案や、これらの疑義のある事案も含む。以下同じ。)</u>の防止も含</p>

⁴² 保険会社が評価体系にトップラインの目標を組み込んだり、営業成績や営業部門表彰等を人事評価に反映されたりすることが、直ちに監督指針の趣旨に反する営業推進態勢となるわけではない。しかし、営業部門に不適切なインセンティブが生じないような評価体系を策定の上、適切に運用する必要がある(監督指針パブコメ②No.23、No.24-25)。

⁴³ 改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)に係る態勢について、リスクベースで整備すること自体は否定されるものではない。しかし、保険金等不正請求事案により、保険料負担の増加をはじめとして保険契約者に不利益がもたらされること、保険金等不正請求事案が看過された場合には、更なる保険金等不正請求事案にも発展し得ることも踏まえ、コストのみを判断要素とすることなく、保険金等不正請求事案の防止に資する適切な態勢整備を行う必要がある(監督指針パブコメ②No.11)。

有識者会議報告書・ 損害保険業等 WG 報告書の提言	改正監督指針の内容
<p>な配置や活用</p> <p>➤ 板金作業・部品交換等の損害 事実に係る証跡の十分な検 証等不正な保険金の請求に 関する適切な検証態勢の確保</p> <p>■ 例えば、約款の支払事由該当性 の解釈に争いがあるような事案 であるにもかかわらず、支払事 由に該当するとして高額の保険 金を支払った事案等について、 保険会社において同判断に係る 妥当性を検証することで、営業 部門による支払管理部門に対す る不適切な介入をけん制するな どして、保険契約者間の公平性 を確保することが重要。 (有識者会議報告書 13 頁)</p>	<p>めて、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保 に重大な影響を与えることを十分認識していることが求められる旨記載 (改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)①イ)。</p> <p>➤ 支払管理部門⁴⁴を設置するなど、保険金等支払管理を統合的に管理で きる体制を経営陣が整備するに当たって、例えば、<u>支払管理部門及び支 払部門においては、①営業部門からの不適切な介入が牽制及び排除さ れるなど、保険会社の各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮され ること、②支払管理部門及び支払部門以外の第三者(保険金請求者や保 険代理店等を含む。)からの不適切な介入に影響されることなく保険金 等支払いに係る判断がなされるものとなっていることが求められる旨記 載⁴⁵(同ウ)。</u></p> <p>➤ 把握された支払関係情報を業務の執行及び管理態勢の整備等取締役 会等が活用するために、取締役会が定期的に報告を受けるべき事項とし て、支払いに係る苦情情報や訴訟事案に加えて<u>保険金等不正請求事案</u> も追加。また、取締役会等又は取締役会から権限を授権されている取締 役等は、顧客からの支払関係の苦情対応のみでなく、<u>保険金等不正請求 事案への対応</u>についても、支払管理部門任せとするのではなく、<u>適時・適 切に報告を受けること</u>などにより実態把握を行い、必要な意思決定や指 示によって対策を講じるべきことを追加(同オ)。</p> <p>➤ 取締役会等又は取締役会から権限を授権されている取締役等は、支払 管理態勢を単に構築するだけでなく、<u>適切な保険金等の支払管理態勢構 築の重要性を十分に理解、認識すべきことを明記(同カ)。</u></p> <p>➤ 取締役会等が保険金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう経 営資源の配分を行う際、<u>支払管理部門及び支払部門における十分な要 員を確保すべきことを明記(同キ)。</u></p> <p>【保険金等支払管理に関する管理者の認識及び役割】</p> <p>➤ 支払管理部門が適切な支払管理態勢を構築するために必要な管理・指 導を行うべき関連部門の範囲を、<u>支払部門、商品開発部門、営業部門や システム部門等と修正(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)②イ)。</u></p> <p>➤ 保険金等支払管理者⁴⁶が、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類、支 払査定基準等の支払事務に係る手続き・書式の見直し・改善を行うに当 たって、<u>保険金等不正請求事案に係る調査結果等を通じて把握した課題 を踏まえるべきことを追加(同ウ)。</u></p> <p>➤ 保険金等支払管理者が、<u>支払管理部門及び支払部門が有効に機能する よう、人事部門とも連携して、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を 行うようにすべきことを規定(同工)。</u></p> <p>➤ 保険金等支払管理者が、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に</p>

44 保険金等の支払いに係る業務全般を管理する部門をいう(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)①ウ)。

45 不適切な介入事例を明確化することや、不適切な介入が発生した際の対応要領を整備し、関係する部門の役職員に周知徹底する
こと等を含む(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)①ウ注)。

46 支払管理部門の長及び支払管理に責任を有する取締役等をいう(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)②ア)。

有識者会議報告書・ 損害保険業等 WG 報告書の提言	改正監督指針の内容
	<p>従事させることのないよう人事ローテーションを確保すべく、<u>人事部門とも連携すべきことを規定(同オ)。</u></p> <p>➤ <u>支払管理部門は、保険金等支払いに係る問題を把握した場合、必要に応じて関連部門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じるべきところ、「保険金等支払いに係る問題」について、保険金・給付金の不適切な不払い、付随的な保険金の支払漏れや保険金等不正請求事案のほか、営業部門から支払管理部門及び支払部門への不適切な介入を含む旨追記(同カ)。</u></p> <p>【支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上】</p> <p>➤ <u>支払査定担当者が適切な支払査定を行うことができるよう、以下の事項を追加(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)③イ)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>医学的知識や約款・特約条項、判例の理解の向上の他、自動車等の修理技法等に関する知識や保険金等不正請求手法に関する知識等の習得を不断に図ることを確保するための研修及び効果測定等の義務付けその他の方策を講じること</u> ◇ <u>医学の進歩や医療の変化のほか、自動車等の修理技法等の発展に加えて、保険金等不正請求事案への対応手法の発達等に対応して、教育・研修内容の見直しを適時・適切に行うこと</u> <p>【関連部門との連携】</p> <p>➤ <u>支払管理部門と関連部門が適切⁴⁷な連携を図ることによって、支払時のみならず、保険商品の販売・勧誘、苦情・紛争処理や保険金等不正請求事案への適切な対応が行われるような態勢となっていること、特に、不正請求の疑義に関する情報については、支払管理部門及び支払部門と営業部門の間も含め、関連部門間で適切な情報共有がされる態勢となっていることを要求(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)④ア)。</u></p> <p>【支払管理部門における態勢整備】</p> <p>➤ <u>不正請求の疑義がある事案においては、事案の内容に応じて、その決裁を上位の決裁権限を有する職員又は不正請求への対応を専門の担当とする職員に限定することや、保険金等支払の過程において関連部門への報告を求めるなど、保険金等の支払に当たってより慎重な判断を担保するための態勢を構築することを要求(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)⑤ウ)。</u></p> <p>➤ <u>支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されていることを要求(同ケ)。</u></p> <p>ア <u>保険金等不正請求事案を防止するため、関係書類等(特に損害額の算出が必要な場合には、保険事故に係る証拠を含む)の十分な検証等を行い、保険金等不正請求事案等に係る過大な保険金支払を防止する態勢となっているか。特に、疑義事案については、関係者の協力を得</u></p>

47 支払管理部門と関連部門の連携に関して、「密接」な連携から「適切」な連携に改められたことにも念のため留意すべきである(監督指針Ⅱ-4-4-3(2)④、改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)④)。

有識者会議報告書・ 損害保険業等 WG 報告書の提言	改正監督指針の内容
	<p>つつ、深度ある調査・検証を行う態勢となっていること(同ケ(ア))。</p> <p>イ 高度な法的判断又は医学的判断を要するものについては、(支払管理部門及び)支払部門の担当者のみで判断せず、法務部門・医師等の意見を聞く態勢が求められること、<u>高度な技術的知見を要するものについては、損害の確認や関係者への説明に必要十分な専門的知識・技能を有する者が関与する態勢となっていることを追加(同(イ))。</u></p> <p>ウ 支払管理部門が、迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行うに際して、保険金等の支払漏れがないようにするだけでなく、<u>保険金等不正請求による過大な保険金等支払の防止に係る適切な確認を実施することも追加(同(サ))。</u></p> <p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 代表取締役及び取締役会は、保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れのほか、<u>保険金等不正請求事案の防止に向けた適切な保険金等支払管理態勢の確立に関して、内部監査が重大な影響を与えることを十分認識すべきことを追加(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)⑥ア)。</u> ➤ 内部監査部門に適切な支払管理態勢の検証を行うような十分な権能を付与されているかを判断するに際し、<u>支払管理部門及び支払部門への営業部門や第三者からの不適切な介入の牽制及び排除等の観点も含めるべきことを追加(同ウ)。</u>
<p>■ 保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店からの不正な修理費等の請求に対して、保険会社のけん制機能が適切に発揮されるよう、保険金等支払管理部門と営業部門を適切に分離する。(損害保険業等 WG 報告書 9 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社は、改正監督指針Ⅱ-4-4-3(2)①から⑦に掲げる措置に加えて、対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客(対象保険募集人にあつては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)の利益が不当に害されることを防止する観点から、以下の措置を講じることが求められる(改正監督指針Ⅱ-4-4-3(1)⑧)。 ア 保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保する体制を整備すること。例えば以下の措置。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本社の支払管理部門を担当する役員として、営業部門を担当する役員とは別の者を設置すること ◇ 支払管理部門及び支払部門が実施する保険金支払に関連する業務については、本社の支払管理部門を担当する役員の指揮命令に基づくものに専念させること ◇ 支社(支部)・支店における支払管理業務及び支払業務に対しても本社の支払管理部門の牽制を働かせること ◇ 不正請求疑義に関する情報については、支払管理部門及び支払部門と営業部門の間も含め、関連部門間で適切な情報共有がされる体制を構築すること イ 対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店であつて、対象保険募集人が講じる措置の確認・検証(改正監督指針Ⅱ-4-6-3(2)③)の結果等により、対象保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が改正府令第 227 条の 20 及び同第 227 条の 21 第 1 項第 6 号に基づき講じ

有識者会議報告書・ 損害保険業等 WG 報告書の提言	改正監督指針の内容
	<p>る、保険募集の業務以外の業務により顧客の利益が害されることを防止するための措置の適切性に疑義が生じた場合には、当該特定大規模乗合損害保険代理店が関与する保険金の支払請求に関して、例えば以下の内容を含む体制を整備すること。</p> <p>(ア)不正請求疑義に関する情報や上記の疑義が生じた対象保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店に関する情報の適切な管理及び関連部門間での共有</p> <p>(イ)損害の確認や損害額の決定に必要な十分な知識・技能を有する者の確実な関与</p> <p>ウ 支払管理部門や関連部門への内部監査体制の整備に当たっては、上記ア・イの観点が考慮されていること。</p>

保険会社の保険金等支払管理態勢に関して、有識者会議報告書に提言があったところ、損害保険業等 WG 報告書においても、保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店からの不正な修理費等の請求に対して、保険会社の牽制機能が適切に発揮されるよう、保険金等支払管理部門と営業部門を適切に分離することが提言されていた。これらの提言を踏まえて、今般、改正監督指針に、保険会社一般に適用される保険金等支払管理態勢に加えて、兼業特定保険募集人に関する保険金支払管理に係る措置も盛り込まれている。

保険金等支払管理態勢の内容は多岐に渡るが、大きく、①各担当者に求められるもの、②支払管理部門に求められるもの、③内部監査に関するもの、④兼業特定保険募集人に関する①から③の特則、の 4 つに分けて考えると整理しやすいように思われる。まず、①各担当者に求められるものに関しては、取締役等・取締役会のレベル、保険金等支払管理者のレベル、支払査定担当者のレベルに分けて、それぞれのレベルにおいて求められる認識・役割が記載されている。次に、②支払管理部門に求められるものに関しては、支払管理部門自体の態勢に加えて、関連部門との連携についても記載されている。そして、これらの態勢の機能を担保するものとして、③内部監査に関するものが定められていると考えられる。また、④兼業特定保険募集人の場合については、①から③の事項について、一層厳格な体制整備が求められている。

III. まとめに代えて

改正保険業法の施行日である 2026 年 6 月 1 日が近づいている中、今般、改政府令及び改正監督指針のパブリックコメントの結果が公表されたことで、改正保険業法に関して保険会社が対応すべき内容がかなり具体化されたといえる。もっとも、具体的な対応を検討する中で、実務上対応が難しい課題が出てくることも予想される。当事務所においても、そのような実務的な課題の解決に向けて、積極的にフォローを続ける予定である。

【有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等の一覧表】

	提言項目	提言箇所	改正箇所
顧客本位の業務運営の徹底	大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 ・規制の対象となる大規模乗合代理店の特定 ・保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払を受けることで利益を得られる事業をいう。以下同じ。)を兼業する大規模乗合代理店への対応 ・大規模乗合代理店に求める体制整備のあり方等 ・大規模乗合代理店以外に関する事業報告書の記載項目の拡充	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針・協会ガイドライン等 ⁴⁸
	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	府令・監督指針・協会ガイドライン等 ⁴⁹
	保険会社による指導等の実効性の確保等	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針 ⁵⁰ ・協会ガイドライン等 ⁵¹
	損害保険分野における自主規制のあり方の整理(保険代理店の業務品質の第三者評価枠組み等)	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	協会ガイドライン等 ⁵² ※自主規制機関の設置は見送り

48 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)。また、2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」の改定により、保険代理店の兼業に伴う弊害の防止の観点から、利益相反管理に関する記載が追加された(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)。

その他、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、募集人資格制度の見直しのため、①損保協会が運営する募集人資格制度の高度化に向けた、継続教育の観点からの制度の充実を図ることが検討中のほか、②損保協会が運営する募集人資格制度の厳格化に向けた、損保一般試験の出題形式の変更、③募集人向けの法令等遵守責任者資格の創設がなされている(https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/shiken_20250321.html、https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/hourei_jyunshu_202508.html)。

また、生保協会により、2026年4月1日、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を有することを証する資格を取得しようとする者を対象とする「法令等遵守責任者等資格試験」の創設が公表されている(<https://www.seiho.or.jp/exam/notice/202641.html>)。

49 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2024年12月18日、「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」と題するウェブサイトが公表されている。さらに、損保協会により、2025年4月25日、乗合代理店における保険加入時の消費者の意向や認識を把握することを目的に実施された消費者アンケートの実施結果が公表されている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf、<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>、https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/pdf/enquete_250425.pdf)。

50 「損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

51 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表され、2024年9月19日、「修理工場向け写真撮影手引」が公表されている。2025年2月には、事故車の査定を実施するアジャスター向けに不正請求に関する知見を高めるための研修動画の提供を開始した(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yy6-att/240919_05.pdf)。

52 損保協会は、2025年3月28日、「代理店業務品質に関する評価指針」(案)の意見公募結果を公表し、2025年6月12日、代理店の業務品質を中立的な第三者が公正かつ適正に評価する仕組み(「代理店業務品質評価制度」)を運営する第三者機関として、「代理店

提言項目		提言箇所	改正箇所
	代理店手数料ポイント制度	有識者会議報告書	監督指針 ⁵³ 、協会ガイドライン等 ⁵⁴
	保険代理店等に対する便宜供与の適正化	有識者会議報告書	府令・監督指針 ⁵⁵ 、協会ガイドライン等 ⁵⁶
	保険代理店への出向等の適正化	有識者会議報告書	監督指針 ⁵⁷ 、協会ガイドライン等 ⁵⁸
	入庫紹介の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁵⁹
健全な競争環境の実現	共同保険のビジネス慣行の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁶⁰ ・公正取引委員会 ⁶¹

業務品質評議会」を設置し、2025年度からトライアル運用を実施した

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i00000075wa-att/250328_01.pdf、
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/g34I0i0000007pzf-att/250612_01.pdf)。

また、損保協会は、2026年4月1日付で「代理店業務品質評価本部」を設置し、専門の知識を有する職員が、損害保険代理店と損害保険会社による自己点検チェックの取組みをモニタリング調査するほか、大規模代理店を中心にフォローアップ点検を実施することを公表した。また、損害保険代理店や損害保険会社における不適切事例の通報等窓口も設置し、不適切行為(疑義事例を含む。)の早期発見や是正への活用に通報等を活かしていくものとしている

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/a5663v00000037w0-att/260319_01.pdf)。

53 「代理店手数料の算出方法適正化」に関しては、2025年8月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

54 損保協会により、2024年9月19日、「代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方」が公表されている

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i0000003yw2-att/240919_04.pdf)。

55 「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」に関しては、2025年8月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250512/20250512.html>)。

56 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025年9月5日、保険会社向けの「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」が策定されて、損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、損害保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口が新たに設置された

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34I0i0000005bfu-att/241226_01.pdf、
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000kxk-att/250905_01.pdf)。

一方、生保協会は、2025年9月19日、保険会社向けの「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直しを行った。また、生保協会は、同日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の策定及び「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」の改訂を行った。その後、生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の実効性を確保することを目的として、生命保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、生命保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口が新たに設置された

(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf、
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/tsuhou/>)。

57 「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」に関しては、2025年8月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

58 損保協会により、2024年9月19日、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」(以下「損保協会出向ガイドライン」という。)が公表され、2025年9月18日、損保協会出向ガイドラインが改訂されている

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i0000003yrf-att/240919_02.pdf)。

また、生保協会により、2025年9月19日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」が公表され、「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」が改訂されている

(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf)。

59 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改訂版が公表されている

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000000e64-att/231130_03.pdf)。

60 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、各保険会社の保険料率を統一せず、共同保険を組成する「デフォレンシャル方式」の手順書を策定し、2025年3月に会員各社に周知したほか、シンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」の実現に向けた検討を行うとのことである。

61 公正取引委員会により、2024年10月31日、「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」が公表され、独占禁止法遵守の周知徹底について金融庁及び損保協会に対して要請が発出されている。これを受けて、損保協会は、同日、「【協会長コメント】公正取引委員会からの要請を受けての対応について」を公表している

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html)。

	提言項目	提言箇所	改正箇所
	独占禁止法等遵守のための適切な法令等遵守態勢の確立	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁶²
	政策保有株式の縮減	有識者会議報告書	監督指針 ⁶³ ・協会ガイドライン等 ⁶⁴
	損害保険会社における態勢の確保 ・ 適切な営業推進態勢の確保 ・ 適切な保険引受管理態勢の確保	有識者会議報告書	監督指針 ⁶⁵
	保険仲立人の活用促進 ・ 媒介手数料の受領方法及び保証金制度の見直し ・ 保険代理店等との協業の見直し ・ 海外直接付保における保険仲立人の活用 ・ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針 ⁶⁶

62 損保協会特設サイトによれば、損保協会により以下の各種施策が講じられている。

2023年12月15日、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改訂

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000000jfi-att/231215_01.pdf)

2024年2月27日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34I0i0000001jak-att/240227_02.pdf)

2024年3月6日、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の公表

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000001vc4-att/240306_01.pdf)

2024年10月17日、独占禁止法の遵守に向けた会員会社向けのセミナーの開催(継続実施予定)

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34I0i0000004sld-att/241108_02.pdf)

2024年10月21日、会員会社のガバナンス態勢強化に向けた、内部監査に関する会員会社向けのセミナーの開催

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34I0i0000004qbh-att/241108_01.pdf)

2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の公表

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34I0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)

2025年12月1日、「独占禁止法コンプライアンス・セミナー」の開催

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/a5663v0000000ayr-att/251201_02.pdf)

63 「政策保有株式の縮減」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

64 損保協会により、2024年9月19日に、「政策保有株式に係るガイドライン」(以下「損保協会政策保有株式ガイドライン」という。)が公表され、2025年9月18日、損保協会政策保有株式ガイドラインが改訂されている

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i0000003ynm-att/240919_01.pdf、

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000pt1-att/250918_01.pdf)。

65 「適切な営業推進態勢の確保」に関しては、2025年12月17日に公表された「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」において、保険金等支払管理態勢に関する事項とともに、改正案が示されている。一方、「適切な保険引受管理態勢の確保」に関する改正については、現時点では明らかではない(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-4/20251217-4.html>)。なお、「顧客等に関する情報管理態勢の整備」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

66 「仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

提言項目	提言箇所	改正箇所
保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針・協会ガイドライン等 ⁶⁷
企業内代理店に関する規制の再構築 ・ 特定契約比率規制の見直し ・ 保険仲立人への特定契約比率規制の適用 ・ 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	監督指針・協会ガイドライン等 ⁶⁸
火災保険の赤字構造の改善等 ・ 企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化 ・ 火災保険参考純率の算出方法の見直し ・ 参考純率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目の拡大	損害保険業等 WG 報告書	府令 ⁶⁹ ・告示 ⁷⁰ ・(監督指針)損害保険料率算出機構

67 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」が改定されている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf、https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)。

68 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険代理店経由で契約情報を取得する際の同意書フォーム(ひな型)を策定すること」を検討中とのことである。

69 料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類に関しては、2025年8月29日、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令、及び、新たに参考純率算出の対象となる保険種目を定める告示案の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250829/20250829.html>)。

70 2025年4月1日付で、「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件」及び「保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件」が公布・適用されている。これは、「昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認める等の改正を行うもの」である(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250401/20250401.html>)。

【保険業法令等の改正に関する当事務所のニュースレター】

	発行年月日	タイトル	内容	リンク
1	2025年 1月31日	金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の概要—保険募集実務への影響—	<p>I. 損害保険業等 WG 報告書の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 2. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 3. 保険会社による指導等の実効性の確保等 <p>III. 健全な競争環境の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険仲立人の活用促進 2. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止 3. 企業内代理店に関する規制の再構築 <p>IV. まとめ</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250131001_ja_001/
2	2025年 3月25日	保険業法の改正案について	<p>I. 「保険業法の一部を改正する法律案」の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 2. 保険会社に対する体制整備義務の強化 <p>III. 健全な競争環境の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止 2. 保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設 <p>IV. 今後の改正スケジュール</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250325001_ja_001/
3	2025年 5月30日	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表	<p>I. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底に向けた改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保 2. 代理店手数料の算出方法適正化 <p>III. 顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現の双方に資する改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止 2. 保険代理店に対する不適切な出向の防止 <p>IV. 健全な競争環境の実現に向けた改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政策保有株式の縮減 2. 保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し <p>V. 情報漏えい事案に関連する改正項目</p> <p>VI. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250530002_ja_001/
4	2026年 1月23日	比較推奨販売に関する改正案の概要	<p>I. 比較推奨販売に関する改正の背景</p> <p>II. 比較推奨販売に関する改正案の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 比較推奨販売に関する改正案の全体像 2. 比較推奨販売の方法 3. 比較推奨販売に係る体制整備関係 <p>III. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260123003_ja_001/

5	2026年 3月6日	大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正案の概要	<p>I. 大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正の経緯</p> <p>II. 大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正案の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化(保険募集の業務関連) —保険代理店業務(本業)に関する体制整備義務の強化— 2. 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化(兼業業務関連) —自動車修理業等の兼業に関する利益相反管理体制整備義務の強化— <p>III. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260306001_ja_001/
6	2026年 4月10日	大規模乗合保険代理店に対する規制強化に伴う保険会社等に対する体制整備義務の強化等に関する内閣府令等の改正の概要	<p>I. 内閣府令等の改正の経緯</p> <p>II. 内閣府令等の改正の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社等に対する体制整備義務の強化 2. 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(特別利益の提供の禁止) 3. 保険会社の営業推進態勢 4. 保険会社の保険金等支払管理態勢 <p>III. まとめに代えて</p>	(本ニュースレター)
7	[2026年5月頃を予定]	[保険仲立人に関する内閣府令等の改正の概要]	[次号のニュースレターにて解説予定]	—

以上

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 村井 恵悟 (keigo.murai@amt-law.com)

弁護士 津江 紘輝 (hiroki.tsue@amt-law.com)

弁護士 高野 聖也 (seiya.takano@amt-law.com)

監修者： 弁護士 出張 智己 (tomoki.debari@amt-law.com)

 弁護士 福田 直邦 (naokuni.fukuda@amt-law.com)

 弁護士 若狭 一行 (kazuyuki.wakasa@amt-law.com)

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。